



「地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業」について



事業概要

地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、本市の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。
※本事業は、「地域子ども・子育て支援事業」のうちの「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に位置付けられています（子ども・子育て支援法第59条第4号）。

対象経費・支給額等

対象経費：幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等を利用する市内在住の満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料
支給額：対象幼児1人あたり月額20,000円を上限とする
支給先：保護者個人（保護者からの支給申請を受けて年度末に当該年度分を支給）

対象施設

次の要件に全て適合することが必要です。

- ①標準的な開所時間が、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること
- ②企業主導型保育事業でないこと
- ③認可保育所、認定こども園、幼稚園として認可を受けていないこと
- ④小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業として認可を受けていないこと
- ⑤申請日が属する年度の前年度5月1日時点において、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の数が、施設等を利用する満3歳以上の幼児の半数以上であること
- ⑥小田原市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱別表の「対象施設等の決定基準」に全て適合すること

申請について

必要書類：

- ① 基準適合審査申請書（様式第1号）
- ② 現員の内訳書（様式第1号付表）
- ③ 有資格者の資格が確認できる免許状や登録証の写し
- ④ 職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- ⑤ 施設の平面図
- ⑥ 利用案内・パンフレット（過去3カ年分の利用料がわかるもの）
- ⑦ 年間活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
- ⑧ 給食提供に係る書類
- ⑨ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合状況を説明する書類

申請方法：

郵送、直接持参のいずれかの方法でご提出してください。

申請書提出先：

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市役所子ども若者部 子育て政策課 子育て政策係 多様な集団活動事業の利用支援事業担当 宛



©小田原市「梅丸」

多様な集団活動事業 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数が、次の各号のいずれにも該当すること。ただし、1 対象施設等当たり 2 人を下回ってはならない。 (1) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 1 5 人につき 1 人以上 (2) 満 4 歳以上の幼児 2 5 人につき 1 人以上
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人）以上が次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者 (2) 保育士の資格を有する者 (3) 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者 (4) 特定の研修（都道府県知事等（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 9 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市においては、それぞれの長をいう。以下この号において同じ。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）をいう。）を修了した者（1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に従事する者に限る。）
3 設備（有する場合）	対象施設等の設備が、次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、幼児一人当たり 1． 6 5 平方メートル以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4 非常災害に対する措置	1 対象施設等に建物がある場合 次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 対象施設等の建物に消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 対象施設等の建物について、集団活動室を 2 階に置く場合には耐火建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。）とし、3 階以上に置く場合には耐火建築物とすること。ただし、第 1 号の設備及び前号の訓練の状況を勘案して市長が認める場合は、集団活動室を 2 階に設ける場合の基準を適用しないこととすることができる。 2 対象施設等に建物がない場合 活動の実態に応じて、一時的に退避が可能なスペースの確保を図る等の必要な対策をとること。
5 集団活動内容	集団活動内容が、次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 幼児 1 人 1 人の心身の発育及び発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各対象施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6 給食（提供する場合）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。
7 健康管理及び安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理及び安全確保を行うこと。
8 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明又は情報提供を行うこと。
9 備える帳簿等	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
1 0 会計処理	次の各号のいずれにも該当する会計処理が行われていること。 (1) 財務及び経営の状況について、正確に表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財務及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（小田原市子育て政策課 子育て政策係）

（令和 7 年 2 月）